

仕様書

1. 件名

「災害時対応マニュアル」の内容強化検討・整理業務への支援並びにそれに伴う付随作業

2. 目的

- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」）において整備している災害時対応マニュアル（以下「マニュアル」）については、主に大規模地震発生を想定した内容となっていることから、風水害発生時も想定に加える等の見直し作業を行い「マニュアル（案）」を作成したところ。
- 上記マニュアル（案）について、防災に関する専門的観点からマニュアルの内容の強化と必要な整理を行い、改善提案と関連する資料を入手することを目的とする。

3. 契約の範囲

- 機構より「現行の災害時対応マニュアル一式」、「マニュアル（案）一式」の他、必要とする関係資料を示し、受託者において必要な確認と検討を行う。

4. 業務内容

本業務支援では、次の事項を委託して行う。

(1) マニュアル（案）に関する改善点の検討

- ・ 機構が作成したマニュアル（案）について、防災に係る専門的な見地より、マニュアルの内容面及び利用面についての二つの観点から、その実効性を検証し、課題及び改善事項を整理・検討する。

(2) 災害時対応タイムラインの作成

- ・ マニュアル（案）に記載している事項をもとに、災害の発生から対策本部を設置し運用開始するまでの一連の流れを示す災害対応タイムラインを作成する。
- ・ タイムラインの作成においては、
 - ① 対応にあたる主体別の行動がわかること
 - ② 大規模地震時の流れと風水害発生前後の流れの2種の災害を対象に作成すること
 - ③ 勤務時間内と時間外を考慮して整理することを念頭に作成する。

(3) 内容面の追記及び改善事項の整理

上記(1)の結果として明らかになった内容面の改善事項に対し、追記・改善すべき内容を文章、図・表等で具体的に作成する。

(4) 利用面の改善提案・デザイン検討

上記(1)の結果として明らかになった利用面の改善事項に対し、マニュアル冊子としての使い勝手がよくなるよう、構成案を作成・提案する。

(5) とりまとめ

上記(2)～(4)の結果を「マニュアル(案)」に反映して整理する。なお、(3)の結果である、追記・改善すべき内容については、タイムラインにも反映させる。

(6) 打ち合わせ協議

上記の取り組みにあたり、打合せ(ウェブ含む)を5回程度行う。

5. 契約期間

契約日 ～ 令和4年3月31日

6. 本業務の実施要件

- (1) 過去3年間において、官公庁(国、地方公共団体又は独立行政法人)発注のマニュアル作成業務を受託した実績があること。
- (2) 業務管理者の防災に関する業務経験年数が10年以上であること。
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用する情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度(ISMS)の認証取得事業者又はこれと同等以上のJISQ27001(ISO/IEC27001)の認証取得事業者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用するプライバシーマーク制度の認定事業者又はこれと同等以上のISOGuide72:2001に従った第三者適合性評価制度の認証取得事業者であること。

7. 作業実施方法

- (1) 機構側からは、見直しの対象とするものについて受託者に対して電子媒体(Word、Excel、PowerPoint、pdf等)にて渡して確認と検討を委託する。
- (2) 受託者は渡された内容について検討し、追加確認事項等がある場合には電子メール及び電話にて機構に確認を行い、機構は求められた資料を受託者に電子媒体の形で渡す。
- (3) (1)(2)において、機構および受託者とも、電子媒体で渡すことが難しい場合には、紙媒体をそのまま渡すことも可とする。

8. 納入成果物、納入期日、提出方法等

	納入成果物	納入期日	提出方法
1	マニュアル（案）一式についての不備の指摘及び改善提案等	令和4年3月18日 （金）	電子媒体（CD-ROM） +紙媒体（郵送可）
2	マニュアル（案）を冊子とする場合の構成案の提示	令和4年3月25日 （金）	電子媒体（CD-ROM） +紙媒体（郵送可）
3	結果報告書	令和4年3月25日 （金）	電子媒体（CD-ROM） +紙媒体（郵送可）

9. 特記事項

- (1) 本調達に係る部材費、労務費その他一切の経費は落札者において負担すること。
- (2) 当該事業に対しては、万全の体制で実施し、誠実に履行することとし、実施体制図を提出すること。
- (3) 同業務に関して深い知識及び経験を有する選任の担当者を置き、必要な際に直ちに支援できる体制を確保していること。
- (4) 詳細等については、別途打合せのうえ行うこと。
- (5) 本業務中に知り得た機構の情報を他に漏らさないこと。特に機密情報（機構により明確に機密と指定される情報で、公には入手できない情報）については、別に「秘密保持契約」を締結し、これを遵守しなければならない。
- (6) 本業務の履行過程で生じた成果物に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権は、機構に譲渡すること。
- (7) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、機構と受注者双方で協議の上、決定すること。

10. 本件に関する照会先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 総務部総務課

担当：末吉 孝幸

TEL：03-3506-9541

E-mail：sueyoshi-takayuki●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策のため半角のアットマーク●に置き換えています。

送信の際は●を半角のアットマークに置き換えてください。

(了)